日 薬 業 発 第 58 号
平成 26 年 5 月 20 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長　殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長　児 玉　孝

## 介護報酬に係るレセプト請求について（ご確認のお願い）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年度介護報酬改定（消費税対応）につきましては、平成 26 年 3 月 19 日付け日薬業発第 374 号及び同 4 月 4 日付け日薬業発第 12 号にてお知らせしたところです。

その後、平成26年4月実施分に係るレセプト請求が5月上旬に行われましたが、昨日、国民健康保険中央会（以下、「国保中央会」）より情報提供があり、5 月請求分の居宅療養管理指導費について、多くの薬局から旧単位数で請求されていることが判明しました。

国保中央会によると、既にレセプト提出済みの旧単位数による請求分については返戻を行わないため、新単位数で請求し直す場合には、旧単位数による請求を過誤とした上で、新単位数により再請求を行う必要があるとのことです。

つきましては、貴会会員へ再度ご周知下さいますよう、お願い申し上げます。

居宅療養管理指導費の単位数（薬局の薬剤師が行う場合）

| | 平成 26 年 3 月まで | **平成 26 年 4 月 1 日以降** | |
|---|---|---|---|
| | 単位数 | **単位数** | （1 割負担）<br>利用者負担額 |
| 同一建物居住者以外の場合 | 500 単位 | **503 単位** | 503 円 |
| 同一建物居住者の場合 | 350 単位 | **352 単位** | 352 円 |

注）在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険）については算定単位（点数）が異なります。